

【資料 2－1】

千葉県環境影響評価等技術指針の改定趣旨について

1 千葉県環境影響評価等技術指針（平成 11 年 6 月 12 日告示第 249 号）

千葉県環境影響評価条例（平成 10 年千葉県条例第 39 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、事前配慮、環境影響評価及び事後調査等（以下「環境影響評価等」という。）が科学的かつ適切に実施されるよう、環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法など必要な技術的事項を定めたものである。

2 今回改定しようとする経緯及び理由

- （1）「環境影響評価法第 4 条第 9 項の規定により主務大臣及び国土交通大臣が定めるべき基準並びに同法第 11 条第 3 項及び第 12 条第 2 項の規定により主務大臣が定めるべき指針に関する基本的事項」（以下、「基本的事項」という。）に関する改正が、平成 17 年 3 月 30 日に告示された。
- （2）また、この基本的事項の改正により各主務省庁が定める「主務省令」に関しても改正され、平成 18 年 9 月 30 日より施行となっている。
- （3）千葉県環境影響評価等技術指針（以下「技術指針」という。）については、多くの部分で、国の基本的事項を参考としており、記載表現が類似している部分も散見されるため、基本的事項の改正に伴い、技術指針の表現も改める必要がある。
- （4）技術指針の「第 6 章 補則 1」において、「この技術指針は、今後の事例の集積や科学的知見の進展等により、必要に応じ適宜改訂を行うものとする。」と謳われており、今回の基本的事項の改正を受けて、技術指針も改定を検討すべきと考えられる。

3 「基本的事項」等の改正の趣旨

- （1）状況の把握について、現時点の「実態」のみならず、「過去から現状、さらには将来の状況」までを考慮し、把握する必要がある。
- （2）廃棄物の「発生量」だけでなく、「最終処分量」について検討するほか、対象事業に伴い撤去されるものの影響を加えるなど、環境への影響の観点から対象項目や範囲を充実する必要がある。
- （3）「標準」を「参考」と表記するなど、手続きの画一化を避け、地域特性や事業特性を踏まえた環境影響評価を実施することが重要。
- （4）前提条件や判断経過などを記録し、より透明性や合理性を確保することが重要。

4 「技術指針」の改定の趣旨

- （1）「基本的事項」及び「主務省令」の改正を踏まえ、所要の改定を行う。
- （2）「技術指針」の文言の整合等